

事務連絡  
令和2年6月25日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$  母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における  
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いに関するQ&Aについて

母子保健行政の推進につきましては、平素より多大なる御尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

不妊に悩む方への特定治療支援事業に関し、令和2年6月9日付け子母発0609第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いについて」について通知したところです。

今般、都道府県等から照会が多い事項について、Q&Aを作成しましたので、別添のとおり情報提供いたします。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、別添Q&Aをご参照の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知及び助言等の支援をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和2年度における  
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いに関するQ&A

令和2年6月25日時点 子ども家庭局母子保健課

番号	質問内容	回答
1	今般の通知の取扱いは、いつからの申請が対象となるか。	令和2年4月1日以降に治療終了したもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに申請されるものを対象とする。 今年度、本通知発出以前に申請され所得要件により助成対象外となったものについても、適宜通知の取扱いを適用されたい。
2	新型コロナウイルスの影響により治療を延期したことや所得が急変したことについて、何らかの証明が必要か。	今回の措置については、本人や医療機関からの申立書や証明書等の文書による確認は不要である。 本人の申告に基づき、一律に対象としていただいて差し支えない。
3	前々年の所得が730万円未満で令和2年の所得の推計も730万円未満となる場合、どちらで判定すべきか。前々年所得で判定する場合は、治療終了日などの条件があるのか。 令和3年1月以降、前々年所得は、平成30年所得を指すという理解でよいか。	令和2年度内において、どちらでも判定することも可能である。 令和3年1月以降、本通知の適用において、前々年所得は、平成30年所得として取り扱われたい。
4	所得補償を目的とする各種給付金について、収入に含めるのか。	税制上、収入とされるものについては、収入に含めて計算する。
5	令和2年の推計所得により助成対象とした者について、その後、収入が回復し、所得要件を満たさないことが判明した場合は、遡って対象外とし、返還を求めるのか。	申請時点の状況により助成対象となった者については、その後、所得に変動があった場合でも、決定を変更する必要はない。
6	令和2年度内に2回申請する場合、1回目の所得判定において助成対象となった者について、2回目の申請は1回目の所得判定の結果を用いて助成対象としてよいか。	1回目の所得判定の際に推計の額としていた冬季賞与等が2回目の申請時点では実際に支給されていた場合などは、その額を反映させた上で再度所得判定を行う。
7	各種所得や控除の額は、申請者の申告のみでよいか。	金額を計上する場合は、その額を算出した根拠となる資料の提出を求め確認する。 また、必要に応じて、前年の所得証明書等により、その有無を確認されたい。 なお、金額の確認にかかる書類の提出について、申請者の過度な負担とならないようご配慮いただきたい。
8	個人事業主の事業所得の確認方法はどのように行えばよいか。	事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を差し引いた額となる。 売上台帳等から任意の1カ月の収入、必要経費を確認し、12か月分を推計する。任意の1カ月における収入や必要経費が複数月にまたがるものである場合は、適宜その月数で按分し、1か月分を算出する。 なお、金額の確認にかかる書類の提出について、申請者の過度な負担とならないようご配慮いただきたい。
9	令和2年中に実施した不妊治療に係る医療費について、令和2年所得の計算における医療費控除に含めてよいか。	令和2年中に実施した不妊治療にかかる医療費については、令和2年所得の計算における医療費控除の計算には含めないこととする。 令和元年に不妊治療にかかる医療費の医療費控除を受けている場合は、その額を令和2年所得の推計における不妊治療にかかる医療費の医療費控除の額とする。
10	令和3年1月以降で、勤務先から源泉徴収票が交付される場合も、任意の1ヶ月の給与から年間収入を推計するのか。	令和3年1月以降で、源泉徴収票などにより年間収入が確認できる場合は、それらにより収入を確認する。